

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年8月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田



新潟県後期高齢者医療広域連合訓令第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式
規程の一部を改正する規程

条文 別紙のとおり

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式
規程の一部を改正する規程

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式規程（平成21
年新潟県後期高齢者医療広域連合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

後期高齢者医療高額療養費支給決定通知書	第23条第2項	様式第35号-2
後期高齢者医療高額療養費支給決定通知書	第23条第2項	様式第35号-3
後期高齢者医療高額療養費支給決定通知書	第23条第2項	様式第36号

」を

「

後期高齢者医療高額療養費支給決定通知書	第23条第2項	様式第35号-2
後期高齢者医療高額療養費支給決定通知書	第23条第2項	様式第36号

」

に改め、様式第35号-3は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。